

# 琉球大学学術リポジトリ

## 新しい教育と学習習慣

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学大学グローバル教育支援機構 公開日: 2022-05-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小野寺, 清光 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002017930">http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002017930</a>

## 新しい教育と学習習慣

小野寺 清光（グローバル教育支援機構副機構長・開発室長）

昨年度に引き続き、今年度（令和3年度）も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に終始する一年であった。沖縄県では年度初めから新規陽性者数が急増し、4/9にはまん延防止等重点措置の適用対象となり、更に5/23には緊急事態宣言対象地域に指定された。この間、10万人あたりの陽性者数が全国一になる時期もあり、緊急事態措置期間は延長につぐ延長で9/30まで続いた。また、年明けには感染力の強いオミクロン株が急拡大し、県内で陽性者数1千人を超える勢いとなり、1/6には再びまん延防止等重点措置の適用対象になった。このような沖縄県の状況下で、本学における「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた活動制限指針」は恒常的にレベル2であり、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された11/1からの約2か月のみレベル1であった。どちらのレベルにおいても、感染拡大防止の措置を講じた上で面接授業が可能であるが、対人距離確保の観点から教室収容定員に対する受講生の割合が50%以下であることを目安としているため、引き続き今年度も、比較的大人数の受講生を抱える授業、特に共通教育科目は遠隔授業とならざるを得ない状況であった。

大学教育支援部門では、昨年度前学期に急速強いられた形で始まった遠隔授業の状況を教育と学生へのアンケート調査等で迅速に把握し、後学期開始前に「遠隔授業等の活用に関するガイドライン」や「FDガイド遠隔授業編」を公開した。この中で、特に学生の過度な課題負担や課題等への指導不足を解消することが喫緊の問題であると捉え、遠隔授業の要件（平成13年文部科学省告示第51号）を明確に提示しながら、ビデオオンデマンド型授業でも迅速で十分なフィードバック指導および学生の意見交換の機会確保が必要であることを示し、課題提供や受領に対しWebClass（LMS、Learning Management System）の積極的活用を促した。また、全学学士教育プログラム委員会では、年次毎の主要科目に対する授業点検や全てのシラバスに対する教員自己点検を推進し、各教員が継続的に授業改善する体制を強化した。

1年次は共通教育科目の履修割合が多く、遠隔授業に絡むコロナ禍の影響が最も現れる。そこで、大学教育支援部門では、毎年10月に教育改善のために実施している学生調査の中で、特に1年次に着目してコロナ前後3年間（コロナ前の令和元年、コロナ禍1年目の令和2年、2年目の令和3年）の結果を比較しコロナ禍の影響を分析した。その結果、実験・実習及びフィールドワークなどの体験的な学習の機会や学生同士が議論する機会の頻度は昨年度落ちこんだが今年度は回復傾向にある。また、小テストやレポートなどの課題を課される機会は昨年度増加して今年度も維持される傾向にあり、授業外での予復習時間の週平均を見ても、一昨年度の4.0時間に対し昨年度6.8時間、今年度6.1時間と増加分が維持されている。一方、提出物に対する教員からのフィードバックの頻度は、昨年度は一昨年度から変化がなかったが今年度は有意に増加する傾向にある。そして、教育への満足度は、共通教育、専門教育とも今年度はコロナ禍前の一昨年度と同等まで回復している。

昨年度後学期から過度な遠隔授業偏重を改め、遠隔と面接を併用したハイブリッドを含めた面接授業の積極的な再開と、同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有しより面接授業に近いWeb会議システムの積極的な活用がなされた。それと並行して、上記の調査結果から、教員がシラバスやWebClassを活用して授業方法、達成目標や評価基準を学生に明示しながら、課題の適正量を再考して学生へのフィードバック強化に努めた状況が伺える。コロナ禍の2年間を通して、教員学生ともにICTを活用した新しい教育に精通し始め、また学生もICTを活用した予復習や課題への適切な対応といった新しい学習習慣が身に付いたと推測される。

令和4年度から琉球大学の全ての学部学生は、数理データサイエンスに関する科目群を

履修し、卒業までに数理的思考力とデータ分析・活用能力を身に付けることとなった。また、同じく令和 4 年度入学生からノートパソコン等を必携となり、ネットワーク化やサイバー空間利用など高度情報化社会の飛躍的發展といった潮流に乗る素地が整いつつある。一方、文部科学省高等教育局長通知「大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和 3 年 4 月 2 日）」において遠隔授業に関する考え方が明確化され、面接授業（大学設置基準第 25 条第 1 項）の一部として実施する遠隔授業（同令第 25 条第 2 項）は、授業時数が半数を超えない範囲ならば、遠隔授業 60 単位の上限（同令第 32 条第 5 項）への算入に含める必要がないとの見解が示された。このような状況の中、コロナ禍終焉後も面接授業の一部として遠隔授業などの ICT を積極的に活用した新しい教育がさらに発展し、学生の良い学習習慣が維持され進展することを期待したい。